有田川町　告示　第　122　号

公　示　送　達　書

下記の書類は、当役場税務課に保管してありますので、御来庁のうえ受領して下さい。

令和8年11月16日

有田川町長　坂　頭　徳　彦

記

送達を受けるべき者

送達する書類の名称	文書番号	氏　　名
令和8年11月11日発送の書類	8有田川町-税務　第1997号	亡藪田健二相続財産
令和8年11月17日発送の書類	8有田川町-税務　第1979号	亡藪田健二相続財産
令和8年11月17日発送の書類	8有田川町-税務　第1979号	亡金子充相続財産

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。